

第59回 横浜市屋外広告物審議会

次 第

日 時 平成29年6月2日（金曜日） 15時から17時まで

会 場 市庁舎6階 都市整備局B会議室

審議事項

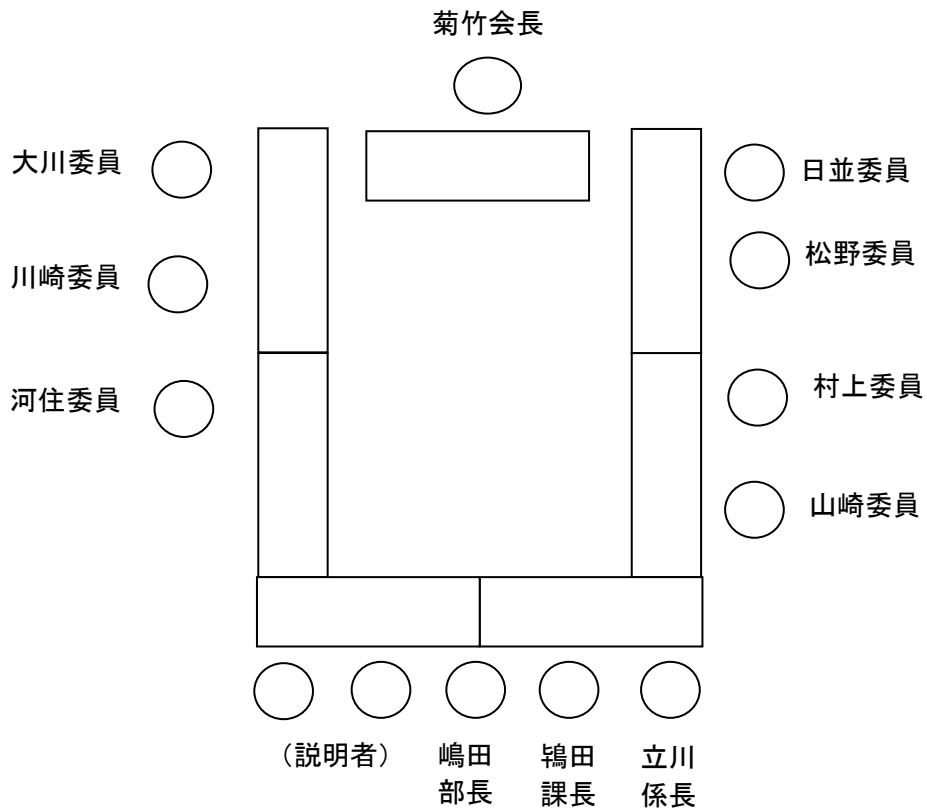
議案1 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について

報告事項

- 1 第4回横浜サイン・フォーラムの開催結果について
- 2 歩行者系案内誘導サインの整備について
- 3 みなとみらい21地区におけるプロジェクションマッピング
について
- 4 観覧車の照明演出について
- 5 仮囲いへの規格外広告物の掲出について
- 6 禁止地域における展望不可案件について

【第 59 回横浜市屋外広告物審議会座席表】

会場：横浜市庁舎 6階 都市整備局 B 会議室



記者席・傍聴席

受付・速記者席

(出入口)

第3 1期横浜市屋外広告物審議会名簿

(委員名は五十音順)

任期 平成28年12月 1日から

平成30年11月30日まで

	氏名	役職名
会長	菊竹 雪	首都大学東京・同大学院教授
副会長	岩村 和夫	東京都市大学名誉教授
委員	秋山 桂子	横浜商工会議所議員
〃	大川 一平	横浜市屋外広告美術協同組合理事
〃	河住 志保	弁護士
〃	日並 勇	横浜市町内会連合会委員
〃	松野 勲	クリエイティブ・ディレクター
〃	村上 弘一	横浜市商店街総連合会副理事長
〃	山崎 洋子	作家
〃	川崎 俊明	神奈川県県土整備局都市部都市整備課長

議案 1 横浜市屋外広告物条例第 19 条に基づく許可の特例について

(1) 夏季催事に伴う規格外等広告物の掲出

1 概要・経緯

- (1) 夏休み期間の 8 月上旬、みなとみらい 21 地区、新港地区では、「ピカチュウ大量発生チュウ！2017」と題し、そのキャラクターを地区内の商業施設を中心に掲出する催事を開催します。
- (2) このキャラクターの表示は、屋外広告物に該当するため、市条例及び規則が適用されます。平成 26 年から 28 年までの 3 年間にわたり、同催事のうち条例規則の基準に合致しない広告物を本審議会で審議し承認をした経緯があります。
- (3) 今回掲出する広告物の一部（バルーン型の広告板、壁面看板等）が条例規則の基準を超えることや、掲出場所の一部である帆船日本丸のある横浜船渠第一号ドックが条例上の禁止地域に該当することから、この審議会の意見をうかがう案件となります。
- (4) 観覧車（コスモクロック 21）を用いた映像広告は、昨年引き続き実施されません。

2 事務局としての考え方

- (1) この催事の主催企業と横浜市の間で、都市ブランドの向上や観光集客促進、文化芸術振興のほか、広く横浜市の行政施策の推進や地域活性化に資する取組について、相互に協力する旨の協定を平成 28 年度から平成 32 年度までの間で締結しています。今回の催事は、横浜市との共催事業として行い、屋外広告物の表示は「その表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める」に該当すると考えられます。
- (2) 今回の設置は、催事期間内に限られるとともに、個性的な空間演出を通して来街者を楽しませる景観づくりを試みていると考えられます。また、今年のこの催事に伴う全体接触者数（集客）179 万人となっている点から、まちの賑わい創出に効果をもたらした点は評価されており、一定の公益性があったと考えています。

以上の点から、条例第 19 条第 1 項「その表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物」であり「景観を阻害しない」と認められる許可の特例として取り扱うことが適当であると考えます。

〈 参考条文 〉

○横浜市屋外広告物条例

(広告物等に係る基準等)

第 16 条 次に掲げる広告物等は、その表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について、規則で定める基準に適合しなければならない。

- (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物(以下「建築物」という。)その他の工作物の外面を利用する広告物等
- (2) 建築物から突出する形式の広告物等
- (3) 広告旗
- (4) 立看板等
- (5) 広告塔及び広告板
- (6) 電柱、街灯柱その他の支柱又は消火栓標識若しくはバス停留所の標識を利用する広告物等
- (7) アーチを利用する広告物等
- (8) 電車、自動車又は船舶の外面を利用する広告物等
- (9) アドバルーン
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が定める広告物等

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区域内の広告物等は、当該各号に掲げる事項又は基準に適合しなければならない。

- (1) 景観法第 8 条第 2 項第 4 号イに掲げる事項が定められた同条第 1 項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)の区域 当該景観計画に定められた同号イに掲げる事項

- (2) 景観保全型広告物規制地区の区域 第 11 条第 2 項の規定により定められた基準

3 第 1 項の規定にかかわらず、広告物活用地区の区域のうち、第 10 条第 2 項の規定により基準が定められた区域内の第 1 項各号に掲げる広告物等は、当該基準に適合しなければならない。

4 前 2 条の規定は、前 3 項の基準又は事項に適合しない部分を有する広告物等について準用する。

(禁止地域等)

第 6 条 次に掲げる地域又は場所には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (2) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 27 条又は第 78 条第 1 項の規定により指定された建造物の周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域並びに同法第 109 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 110 条第 1 項の規定により指定され、又は仮指定された地域及びその周囲並びに指定され、又は仮指定されたものの周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域

- (4) 横浜市文化財保護条例(昭和 62 年 12 月横浜市条例第 53 号)第 6 条第 1 項又は第 32 条第 1 項の規定により指定された建造物の周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域並びに同条例第 40 条第 1 項の規定により指定された地域及びその周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域

(許可の特例)

第 19 条 市長は、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又はその表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるものについては、第 9 条第 2 項(前条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、第 9 条第 1 項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の許可をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定により第 9 条第 1 項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の許可をしようとするときは、あらかじめ、第 47 条第 1 項に規定する 横浜市屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

○横浜市景観計画 第 3 章 みなとみらい 21 新港地区における景観計画

第 5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

1 屋外広告物共通

- (2) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催事等のために一時的に設置等するなど、新港地区の魅力的な景観に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

No	審議会		対象理由	場所	詳細場所	仕様	設置期間（搬入・撤去含む）		基数	大きさ	用途地域	広告物上の種別	屋外広告 申請の有無	図面集 ページ	
	新規	対象/非対象					日程	日数							基
A	1			桜木町駅 / 桜木町駅前広場	イベントスペース	駅前インフォメーションデント	2017.8.8~2017.8.16	9日	1	33	商業	広告板	必要	9	
	2			桜木町駅 / 桜木町駅前広場	イベントスペース	バルーン H2	2017.8.8~2017.8.16	9日	8	13	商業	広告板	必要	10	
	3			桜木町駅 / 桜木町駅前広場	イベントスペース	バルーン H1	2017.8.8~2017.8.16	9日	7	3	商業	広告板	必要	11	
	4	○	規格外	桜木町駅 / 桜木町駅前広場	イベントスペース	バルーンふわふわ H6.5	2017.8.8~2017.8.16	9日	1	158	商業	広告板	必要	12	
	5	○	規格外	桜木町駅 / 桜木町駅前広場	イベントスペース	インフォメーションブース	2017.8.8~2017.8.16	9日	1	26	商業	壁面看板	必要	13	
	6			桜木町駅 / 桜木町駅前広場	ITS DEMOガラス面	ラッピング	2017.8.8~2017.8.16	9日	1	4	商業	壁面看板	必要	14	
	7	○	規格外	桜木町駅 / 桜木町駅前広場	駅舎入口屋外ガラス面	ラッピング	2017.7.19~2017.8.15	30日	1	12	商業	壁面看板	必要	15	
	8	●		桜木町駅 / 桜木町駅前広場	CIAL桜木町ガラス面	ラッピング	2017.8.8~2017.8.16	9日	1	2	商業	壁面看板		16	
B	1	○	禁止区域	日本丸	日本丸メモリアルパーク	日本丸 マストフラッグ	2017.8.8~2017.8.16	9日	74	2	商業	広告幕	必要	18	
	2	○	禁止区域	日本丸	日本丸メモリアルパーク	日本丸 船首横断幕	2017.8.8~2017.8.16	9日	2	5	商業	壁面看板	必要	20	
	3	○	禁止区域	日本丸	日本丸メモリアルパーク	日本丸 船首バルーン H2	2017.8.8~2017.8.16	9日	1	129	商業	広告板	必要	21	
	4	○	規格外	日本丸	日本丸メモリアルパーク	バルーンふわふわ H6.5	2017.8.8~2017.8.16	9日	1	158	商業	広告板	必要	22	
	5			日本丸	日本丸メモリアルパーク	掲揚ポール フラッグ	2017.8.8~2017.8.16	9日	35	2	商業	広告幕	必要	23	
	6			日本丸	日本丸メモリアルパーク	緑地 FRP装飾 H1	2017.8.8~2017.8.16	9日	15	3	商業	広告板	必要	27	
	7	●		日本丸	日本丸メモリアルパーク	緑地 フォトスポット	2017.8.8~2017.8.16	9日	1	3	商業	広告板	必要	28	
	8	●		日本丸	日本丸メモリアルパーク	物販テント	2017.8.8~2017.8.16	9日	1	9	商業	壁面看板		29	
C	1			クイーンズスクエア横浜	クイーンモール入口(ランドマーク口)	上部ガラス面 ラッピング	2017.8.8~2017.8.16	9日	1	70	商業	※屋内		31	
	2			クイーンズスクエア横浜	クイーンズパーク入口	上部ガラス面 ラッピング	2017.8.8~2017.8.16	9日	1	59	商業	壁面看板	必要	33	
	3			クイーンズスクエア横浜	クイーンズパーク	イス・テーブルセット	2017.8.8~2017.8.16	9日	5	11	商業	広告板	必要	34	
	4	●		クイーンズスクエア横浜	グランモール公園円形広場	階段ラッピング	2017.8.8~2017.8.16	9日	1	17	商業	広告板	必要	35	
D	1	○	規格外	マークイズ	美術館側入り口	上部ガラス面 ラッピング	2017.8.8~2017.8.16	9日	1	78	商業	壁面看板	必要	37	
E	1	○	規格外	コスモワールド 新港	国内	バルーンふわふわ H9	2017.8.8~2017.8.16	9日	1	276	商業	広告板	必要	40	
	2			コスモワールド 新港	国内	観覧車LED	2017.8.9~2017.8.15	7日	1	22,388	商業	広告板		41	
F	1	●	○	規格外	アニヴェルセルみなとみらい横浜	敷地内	バルーンふわふわ H9	2017.8.8~2017.8.16	9日	1	158	商業	広告板	必要	44
Q	1	●		ナビオス横浜	ガラス面	ラッピング	2017.8.8~2017.8.16	9日	1	21	商業	壁面看板	必要	46	
H	1			横浜赤レンガ倉庫	広場B	バルーンふわふわ H9	2017.8.9~2017.8.15	7日	1	276	商業	広告板		49	
	2			横浜赤レンガ倉庫	広場B	ステージカー	2017.8.9~2017.8.15	7日	1	15	商業	広告板		50	
	3			横浜赤レンガ倉庫	広場B	ステージ背景(プレハブ小屋壁面)	2017.8.9~2017.8.15	7日	3	16.8, 31.8, 16.8	商業	広告板		51	
	4	●		横浜赤レンガ倉庫	広場B	インフォメーションブース	2017.8.9~2017.8.15	7日	3	16.8	商業	壁面看板		52	
	5	●		横浜赤レンガ倉庫	赤レンガパーク	GOラウンジ	2017.8.8~2017.8.16	9日	1	30	商業	広告板	必要	53	
	6	●		横浜赤レンガ倉庫	赤レンガパーク	ウエルカムゲート	2017.8.8~2017.8.16	9日	2	105	商業	広告板	必要	54	
	7	●	○	映像装置	横浜赤レンガ倉庫	赤レンガパーク	電光掲示板	2017.8.8~2017.8.16	9日	2	42	商業	広告板	必要	55
	8	●		横浜赤レンガ倉庫	赤レンガパーク	リアルボケストップ	2017.8.8~2017.8.16	9日	5	17	商業	広告板	必要	56	
	9	●		横浜赤レンガ倉庫	赤レンガパーク	標識	2017.8.8~2017.8.16	9日	5	2	商業	広告板	必要	57	
	10	●		横浜赤レンガ倉庫	広場B	物販テント	2017.8.8~2017.8.16	9日	11	99	商業	壁面看板		58	
	11	●	○	規格外	横浜赤レンガ倉庫	赤レンガパーク	インフォメーションブース	2017.8.8~2017.8.16	9日	1	26	商業	壁面看板	必要	59
	12	●		横浜赤レンガ倉庫	赤レンガパーク	名称板	2017.8.8~2017.8.16	9日	3	57	商業	広告板	必要	60	
	13	●		横浜赤レンガ倉庫	赤レンガパーク	B2パネル	2017.8.8~2017.8.16	9日	6	2	商業	広告板	必要	61	
I	1	●		カップヌードルミュージアムパーク	国内	ウエルカムゲート	2017.8.8~2017.8.16	9日	2	105	商業	広告板	必要	63	
	2	●	○	映像装置	カップヌードルミュージアムパーク	国内	電光掲示板	2017.8.8~2017.8.16	9日	2	42	商業	広告板	必要	64
	3	●		カップヌードルミュージアムパーク	国内	リアルボケストップ	2017.8.8~2017.8.16	9日	4	14	商業	広告板	必要	65	
	4	●		カップヌードルミュージアムパーク	国内	標識	2017.8.8~2017.8.16	9日	5	2	商業	広告板	必要	66	
	5	●		カップヌードルミュージアムパーク	敷地内	名称板	2017.8.8~2017.8.16	9日	3	57	商業	広告板	必要	67	
	6	●		カップヌードルミュージアムパーク	国内	B2パネル	2017.8.8~2017.8.16	9日	6	2	商業	広告板	必要	68	
J	1	●		赤レンガ~カップヌードルミュージアムパーク間歩道	歩道	リアルボケストップ	2017.8.8~2017.8.16	9日	3	10	商業	広告板	必要	70	
	2	●		赤レンガ~カップヌードルミュージアムパーク間歩道	歩道	標識	2017.8.8~2017.8.16	9日	4	2	商業	広告板	必要	71	
	3	●		赤レンガ~カップヌードルミュージアムパーク間歩道	歩道	B2パネル	2017.8.8~2017.8.16	9日	3	1	商業	広告板	必要	72	

【ピカチュウ大量発生チュウ！2017】
申請用図面集

2017.06.01 更新

株式会社ポケモン



2016年度のご報告

2014年から3年間、
横浜市のみなさまにご協力いただき横浜みなとみらいを舞台に
夏休みの期間に実施した
「ピカチュウ大量発生チュウ！」。

3回目となった去年は、
横浜市主催のイベント「横浜音祭り2016」や、消防局との熱中症啓発の
コラボレーションなどの連携したイベントを実施。

リアルな場とネットの両方に於いて、
老若男女・国籍を問わない多くの方との接触とメディア露出につながりました。



これまでの開催実績

		合計	H28(8日間)	H27(9日間)	H26(9日間)
全体接触者数(集客)		517万人	179万人	196万人	142万人
広告価値換算額		24億円	16億円	5.9億円	2.1億円
内訳	国内	9億円	3.9億円	3.4億円	1.7億円
	海外	15億円	12.1億円	2.5億円	0.4億円
なりきりサービス チュウ参加店舗数		延べ 349店舗	189店舗	160店舗	—



Giant Pikachus parade in Japan

7 August 2016 Last updated at 17:11 BST

Dozens of giant Pikachu, a character from Pokemon, have paraded through Yokohama in Japan.

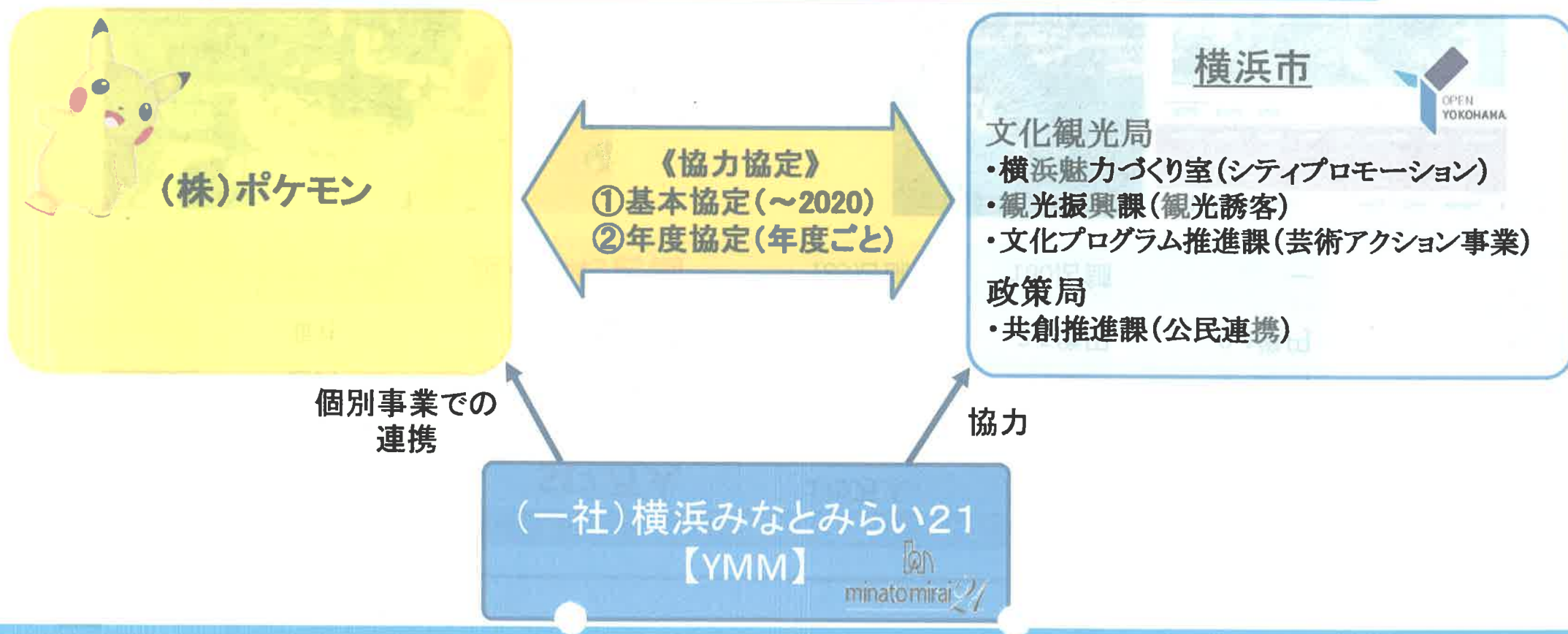
The festival was part of a deal the city has with the Pokemon brand, and was attended by thousands of people.

反響が大きく、国内外で露出に繋がるイベントである為、
この夏も「ピカチュウ大量発生チュウ！」を実施。

開催期間：2017年8月9日（水）～ 2017年8月15日（火）

開催場所：横浜みなとみらいエリア一帯・日本大通り周辺

コンテンツを活用したブランド力向上及び地域活性化に関する基本協定



今年のピカチュウ大量発生チュウは

- ① 日本大通りでのカーニバル型のパレード
- ② ポケモンGOと連動させたウォーキングイベント
- ③ 海や空への展開
- ④ 横浜スタジアムでのユーザー参加型イベント



この4本柱を軸に、エリアを縦×横方向へ拡大
更なる街の賑わいを創出

実施期間 8月9日(水)～15日(火)